

大村市犯罪のない

安全・安心

まちづくり行動計画

平成 21 年 2 月

大 村 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 犯罪の現状及び課題	3
第3章 市民としての取り組み	5
第4章 意識づくりについて	8
1 自主防犯意識の啓発	8
(1) 自主防犯意識の高揚	8
(2) 各種会合等での啓発	9
(3) 広報・啓発活動の推進	10
(4) 自転車防犯登録制度の普及推進	12
(5) 各種機関・団体の相互協力と連携の推進	14
2 安全情報等の提供及び地域連帯	16
(1) 安全情報の提供	16
(2) インターネットによる情報の提供	17
(3) マスメディア等を通じた情報の提供	17
(4) 地域における連帯感の向上	18
①地域連帯の再構築	18
②地域における自主防犯活動の拡大	18
第5章 地域づくりについて	20
1 地域の防犯・安全活動の促進	20
(1) 町内会等による車両防犯パトロール活動の支援	20
(2) 防犯ボランティア等組織化の促進支援	21
①ワンワンパトロール活動の支援	21
②ついでパトロール活動の支援	21
(3) 女性・子どもを守る取り組みの推進	22
①女性・子どもを対象とした防犯指導の実施	22
②女性・子どもを守る対策の推進	22
③パトロール活動の充実・強化	23
④子ども 110 番の家等の支援	23
⑤新聞販売店、コンビニエンスストア等の	

セーフティステーション活動の支援	25
(4) 子どもを健やかに育てるための取り組みの推進	26
①家庭における教育力の支援	26
②ココロねっこ運動の推進	27
③有害図書類等環境浄化の推進	28
④乗り物盗の抑止対策の推進	28
⑤万引き防止の啓発活動等の推進	29
(5) 高齢者が安全で安心して暮らせる取り組みの推進	30
①高齢者の社会参加活動の支援	30
②高齢者の緊急時の対策	31
③高齢者の自立生活支援事業の推進	33

第6章 環境づくりについて 35

1 犯罪の防止に配慮した環境づくり	35
(1) 道路、公園の整備	35
①歩道段差解消	35
②公園再整備	35
(2) 駐輪場の整備	37
2 学校等における児童等の安全確保のための取り組み	38
(1) 子どもを犯罪から守るための情報交換の実施	38
①スクールガードリーダーの学校巡回の実施	38
②スクールガード情報交換会の実施	38
(2) 防犯訓練等の実施	39
①緊急時の避難訓練の実施	39
②校内緊急警報装置の適切な維持・管理	39
(3) 通学路等における児童等の安全確保のための取り組み	40
①青色回転灯装備車による巡回パトロールの実施	40
②防犯パトロールの実施	40
③違反広告物の撤去	40
④環境美化の推進	40
⑤通学時の路線バス利用	40
⑥携帯用防犯ブザーの活用	40
⑦通学路の点検、空き家、たまり場、危険箇所の現場診断	40

資料1～資料2

第1章 計画策定の趣旨

【 趣 旨 】

この計画は、「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」（平成19年12月20日施行）に基づいて定めるものです。

大村市民の皆様が安心して暮らせるためには、県、市、警察、学校、地域団体等が連携し、協力体制を築く必要があります。

大村市総合計画の策定にあたり、平成16年度、市民意向調査を実施したところ、大村市の将来都市像として、「交通事故や災害、犯罪のない安全なまちづくり」が上位にランクされています。

このようなことから、本市では、犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画を策定し、市民が安心して生活することができる大村市を目指します。

【 計画期間 】

計画期間は、平成 21 年度から 5 年間とします。

ただし、計画期間中に、社会情勢等の変化が生じた場合
随時見直しを行うものとします。

第2章 犯罪の現状及び課題

長崎県内の犯罪状況によりますと、大村市の犯罪率が高いことが指摘されています。

特に、窃盗事件が全体の約75%を占めており、市内の駐輪場が、自転車の盗難多発場所となっています。

定期的な見回りや学校への防犯登録、施錠の徹底を働きかけるとともに、防犯カメラ（駅前駐輪場）の設置等についても推進していく必要があります。

また、防犯灯についても、白色から青色への切り替え等（新規取付分から）を計画しています。

市内の犯罪情勢の中で、青少年の深夜徘徊等による、補導件数が増えてきており、大人の責務としての家庭での親のしつけ（子を叱る親が少なくなっている）、少年非行に見られる社会全体の規範意識の低下等が、要因といわれています。

子ども、女性、高齢者を守るための見回り等については、各町内会、老人会、PTA、地区防犯協会、青少年健全育成

協議会等各種団体やボランティア、個人の協力連携により防犯活動が行われています。

家庭でできること、地域や職場の中でできること、行政でできること等を今一度検証する必要があります。

県全体として捉えた場合の犯罪状況は、全国的にも低い方であり、長崎県は、犯罪のない日本一安全・安心な県を目指しています。

大村市といたしましても、県、警察と連携しながら必要な対策を講じてまいります。

第3章 市民としての取り組み

1 あいさつの励行

ご近所づきあいは、犯罪を防ぐためにも有効と考えられます。

犯罪者は、顔などを覚えられることを嫌がる傾向があります。

ご近所等と顔を合わせたときは、あいさつにこころがけましょう。

2 こどものしつけ

「児童は、人として尊ばれる。」

「児童は、社会の一員として重んじられる。」

「児童は、よい環境のなかで育てられる。」

こどものしつけは、親の責務です。

良い事をしたときは褒めましょう。

悪いことをしたときは叱りましょう。

3 地域に関心を持つ

自分の住んでいる地域の動向に、普段から関心を持つことは、通常と違う人や車の動きなど、不審な状況があれば気付く筈です。

早期発見で、事件を未然に防ぎましょう。

4 戸締りの励行

空き巣や自転車盗など乗物盗による被害を未然に防止するため、外出時の施錠（風呂場など）や駐車する際の施錠（自転車の2重ロックなどカギかけ）をこころがけましょう。

5 玄関の門灯の設置

夜間、不審者の侵入を防ぐために、門灯の設置（センサーライト等の設置）に努めましょう。

6 反射材、防犯グッズの利用

早朝、夜間、通学、通勤、ウォーキング時などに
犯罪等に遭わないよう、反射材、防犯グッズの利用に
努めましょう。

7 インターネット、携帯の取扱い

知らない闇サイト等へは、近づかないようにしまし
ょう。

第4章 意識づくりについて

1 自主防犯意識の啓発

(1) 自主防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、自分の安全は自分で守るという意識の定着と、地域の安全活動を自ら率先して行うとの意欲を高めるため、防犯活動団体等の協力により、防犯講習会を積極的に開催します。

その講習会は、聴講だけでなく参加体験型の講習となるように努めます。(大村市連合防犯協会・大村警察署)

○ 県からの講師派遣あるいは、地域の防犯指導員、防犯リーダーが講師として講習を行います。

○ 市内8地区で、年1回以上開催することを目標とします。

(2) 各種会合等での啓発

町内会等の単位で、自主的に開催される各種会合等に参加し、その地区特有の犯罪発生状況など、身近な情報を小さなことでも積極的に提供して、自主防犯意識の啓発に努めます。(大村市連合防犯協会・大村警察署)

- **町内会総会、あるいは防犯講習会開催時に合わせて、犯罪防止のための啓発を行います。(大村警察署等から講師を派遣)**

(3) 広報・啓発活動の推進

県内一斉パトロールは、毎年10月11日から10月20日までの「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」に行っています。

地域安全運動の開催やキャンペーンの実施など広報・啓発活動を推進します。(大村市連合防犯協会・大村警察署・大村市暴力追放運動推進協議会)

<具体的な取り組み>

○ 年末防犯キャンペーン ・ ・ ・ 市内大型店舗で実施



○ 夜間における暴力追放・飲酒運転根絶キャンペーン活動
動 . . . 飲食店街で実施



(4) 自転車防犯登録制度の普及推進

自転車防犯登録制度については、既に義務化されていますが、登録は進んでいません。

自分の財産は、自分で守るという防犯意識を高めるため、更に防犯登録制度の普及推進に努めます。

また、自転車の盗難防止や、放置自転車を無くす取組みを推進します。(大村市連合防犯協会・教育委員会・大村警察署)

- **自転車等の販売店への協力要請**
- **学校に対する指導要請・・・自転車マナーアップ運動実施**
 - 春・・・高校生を対象
 - 秋・・・中学生を対象
- **二重ロックの普及、促進**



＜市内4高校にワイヤーロック鍵の贈呈＞

(5) 各種機関・団体の相互協力と連携の推進

各種関係機関・団体が相互に協力して、防犯意識の啓発・高揚を図り、市民が詐欺等の被害に遭わないように努めます。(大村市連合防犯協会・大村警察署)

大村警察署・大村市金融機関防犯協会、地域防犯・交通団体と共に振り込め詐欺の被害防止活動等を推進します。

○ 振り込め詐欺被害防止対策会議の開催



○ 振り込め詐欺被害防止キャンペーンの実施



2 安全情報等の提供及び地域連帯

(1) 安全情報の提供

地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に作成される、安全情報の充実に努めます。(大村市連合防犯協会・大村警察署)

- 生活安全ニュースの発行（市内の犯罪発生状況・声かけ事案等発生マップなど）

- ファックスネットワーク通信
（市内での犯罪発生情報等の連絡）

- 交番・駐在所で作成されるミニ広報紙、交番速報等

- 「防犯だより」の発行

(2) インターネットによる情報の提供

教育機関、事業所等の自主防犯活動に役立ててもらおうよう、最新の犯罪発生状況や防犯対策情報等の充実に努めます。

(大村警察署・安全対策課)

- **不審者情報を防犯メール等のインターネットを通じて行う。**

大村市ホームページ（メールマガジンで不審者・犯罪発生等の情報）によるメール配信

(3) マスメディア等を通じた情報の提供

安全・安心に対する意識を高めるため、市内の犯罪発生状況や防犯対策などの情報の充実に努めます。(大村警察署・安全対策課)

- **新聞、テレビ、ラジオ、広報おおむらなど、多種多様な広報手段を通じて行います。**

(4) 地域における連帯感の向上

① 地域連帯の再構築

地域の連帯を再構築するためには、地域住民が共通の目的を有する活動を通じて交流を深めることが大切であり、地域住民の積極的な参加を推奨します。(地域げんき課・教育委員会)

○ 子ども会活動や少年スポーツ大会等、各種イベントなど。

② 地域における自主防犯活動の拡大

犯罪の広域化が進行している中、特定の町内会等による自主防犯活動では十分な効果が上がらないことから、市内全域の町内会等における自主防犯活動の重要性を呼びかけ、その拡大に努めます。(大村市連合防犯協会)



<松並第1町内会 イキイキわくわく健康パトロール>

第5章 地域づくりについて

1 地域の防犯・安全活動の促進

(1) 町内会等による車両防犯パトロール活動の支援

町内会、民間防犯団体等による防犯パトロール活動を活性化するため、未実施地区については、青色回転灯を車両に装備してのパトロール活動の強化に努めます。(大村市連合防犯協会)

- 青色回転灯によるパトロール未実施地区での、パトロール隊の結成及び、活動を強化します。



＜青色回転灯装備車によるパトロール出発式＞

(2) 防犯ボランティア等組織化の促進支援

防犯ボランティア活動については、個人または組織を結成した上で取り組んでいるものや、町内会活動の一環として取り組んでいるものなど様々ですが、今後、活動を更に活発化させるため、防犯ボランティア等について積極的に組織化を促進します。(大村市連合防犯協会)

① ワンワンパトロール活動の支援

防犯活動団体によるワンワンパトロールの拡大により、地域防犯力を高めます。

② ついでパトロール活動の支援

散歩（ウォーキング）、買い物などのついでパトロール等の新規パトロールの発案・実践により、地域防犯力を高めます。

(3) 女性・子どもを守る取り組みの推進

① 女性・子どもを対象とした防犯指導の実施

防犯講習会等においては、女性・子どもが路上等において被害に遭った場合、又は、被害に遭う恐れがある場合の対処方法、防犯ブザー、防犯ホイッスル等の活用方法及び「子ども110番の家」等の利用方法の防犯指導を実施します。

(大村市連合防犯協会・男女共同参画推進課)

② 女性・子どもを守る対策の推進

つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性・子どもに対して、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進します。(大村市連合防犯協会・男女共同参画推進課)

③ パトロール活動の充実・強化

防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うと共に、警察官等の協力を得て合同パトロールの実施に努めます。(安全対策課)



＜タクシー協会の110番通報協力車＞

④ 子ども110番の家等の支援

「子ども110番の家」に対しては、安全情報の提供やチェックメモ等の配付による支援を行います。

子ども110番の家の選定に当たっては、在宅する民家、店舗、事業所等を対象とし、適宜、見直しを行うと共に子ども110番の家の表示は、道路から見えやすい（子どもの目線で）場所への

掲示を働きかけます。

また、地域や学校において、子どもたちへ趣旨を知らせ、居住地の子ども110番の家等の場所の確認とその活用について指導します。(大村市連合防犯協会・教育委員会・大村警察署)



○ **新入生等に対して、携帯用防犯ブザーの配布等**

＜青少年育成ココロねっこ指導員による活動事例＞

- ・ 子ども会で防犯ブザーを購入配布
- ・ 子どもたちと「子ども110番」の家のまわり確認
- ・ 下校時に合わせた防犯パトロール
- ・ 地域住民・老人会へのみまわり依頼

⑤ 新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動の支援

痴漢や声かけ事案の被害者が、駆け込んで来た場合の保護や通報を行う新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動に対して、安全情報の提供、意見交換などの支援を行います。(大村市連合防犯協会・大村警察署)



※ セーフティステーションとは、深夜・早朝に従業員がいる店舗で、犯罪被害等に遭遇した場合の一時保護や警察等への通報等を行う店舗。

(4) 子どもを健やかに育てるための取り組みの推進

① 家庭における教育力の支援

家庭は全ての教育の出発点であり基本であるという認識に立ち、親としての意識啓発、家庭教育に関する学習機会の提供、子育て支援ネットワークの充実、相談体制の整備など家庭教育を支援します。(教育委員会・こどもセンター)

② ココロねっこ運動の推進

住民や民間事業者が一体となって巡回補導に取り組むなど、「ココロねっこ運動」を通して、子どもを犯罪や非行から守る活動を推進します。

また、子どもの手本となるような大人の行動が求められているため「ココロねっこ運動」の運動登録制度を通じて、家庭・学校・地域団体・グループ・企業等さまざまな立場の方々の参加を促進し、市民運動の輪を広げていきます。(教育委員会)

※ 「ココロねっこ運動」とは、子どもの成長を木に例え、『子どもの心を根っこから育てるためには、大地である大人社会を見直すべき』という理念で、平成13年から展開している長崎県独自の県民運動のことです。



③ 有害図書类等環境浄化の推進

少年の健全な育成を阻害する恐れのある図書類が適切に取り扱われているか、書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等に対する立ち入り調査に努めます。(教育委員会・安全対策課)

④ 乗り物盗の抑止対策の推進

街頭での自転車・オートバイ盗などの乗り物盗は、約8割が少年の犯行であることから、街頭補導の強化等各種対策を実施します。(大村警察署)

⑤ 万引き防止の啓発活動等の推進

非行少年の内、万引きの占める割合は約29%（平成19年）と犯行の比率は減少していますが、組織化、巧妙化が進んでいるとの指摘もあります。

また、規範意識や罪悪感も低下しており、万引きを軽視する保護者も少なくなく、万引き防止の徹底を期するため事業者・団体等との連携を強化し、万引き防止に向けた環境づくり及び啓発活動を展開します。

（大村市連合防犯協会・大村警察署）

○ 商品棚の整理や防犯カメラ、防犯ミラーの設置などを働きかける。

(5) 高齢者が安全で安心して暮らせる取り組みの推進

① 高齢者の社会参加活動の支援

高齢者の孤立化等の防止や社会参加活動を支援するため、配食サービスや外出支援サービスに取り組みます。(長寿介護課)

ア 「食」の自立支援事業(配食サービス)・・・

要介護（要支援）認定を受けている食生活に支援が必要な高齢者を対象に、安否確認を合わせた配食サービスを提供します。

イ 外出支援サービス事業・・・

在宅で、生活する65歳以上の寝たきり状態の方で、病院や福祉施設へ外出のために、バスやタクシーなどの公共交通機関が利用できない人を対象に、専用車で、外出支援を行います。

② 高齢者の緊急時の対策

高齢化社会に伴い、一人暮らしの高齢者や徘徊事案の増加が予想されるため、急病や災害等の緊急時及び徘徊高齢者等の早期発見・対応に努めます。(長寿介護課)

ア 緊急通報装置設置事業・・・

身体が虚弱な一人暮らしの高齢者に対し、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応することができるよう、緊急通報装置の設置を支援します。

イ 認知症に関する情報提供・・・

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、市民に対し認知症に関する情報提供を行い、理解を図ります。

ウ 介護家族者あんしんサポートサービス事業・・・

認知症による徘徊行動に対する介護家族者等の負担を軽減するため、GPS（通信衛星を利用した全地球位置測定測位

システム) による徘徊高齢者検索システムを実施します。

③ 高齢者の自立生活支援事業の推進

地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えるため、介護、福祉、健康、医療など様々な面から、総合的な相談業務を行い、安心して生き生きとした生活が送られるよう、支援していきます。

(地域包括支援センター)

ア 権利擁護事業・・・

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための取組み、その他の権利擁護のための支援を行います。

イ 総合相談事業・・・

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心した暮らしを継続するため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

ウ 介護予防ケアマネジメント事業・・・

高齢者が、要介護状態等となることを予防するための介護予防事業のマネジメントと予防給付のマネジメントを

行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業・・・

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、主治医、ケアマネージャーとの他職種協働と、地域関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

第6章 環境づくりについて

1 犯罪の防止に配慮した環境づくり

(1) 道路、公園の整備

整備された快適で明るい環境は、犯罪の発生率が低くなることから、道路、都市公園などの施設改善及び整備を行います。

① 歩道段差解消

歩道が整備されている道路と交差する道路との交差点内の歩道段差を解消し、すべての人々にとって利用しやすい施設に改善を図ります。(道路課)

② 公園再整備

園路の改修、トイレの改修等において、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン（みんなが安全、安心に暮らせるような社会を作る考え方）を取り入れて整備を行います。

また、公園維持管理、公園再整備事業の中で、公園のトイレ及

び園内に死角を作らないように、公園内の剪定作業を行います。

(河川公園課)

(2) 駐輪場の整備

駐輪場については、必要な照度を確保した照明器具の整備、防犯カメラの設置など、犯罪の防止に配慮した環境づくりを目指します。(安全対策課・交通政策課)

- 駅前駐輪場では、年2回放置自転車の撤去実施
- 駅前駐輪場への防犯カメラの設置及び青色防犯灯の設置

2 学校等における児童等の安全確保のための取り組み

(1) 子どもを犯罪から守るための情報交換の実施

学校と家庭、地域や関係機関・団体との連携強化による情報交換に努めると共に、防犯ボランティアとの情報交換を行っていきます。(教育委員会)

① 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業によるスクールガード

リーダーの学校巡回の実施

(学校保健体育課)

② スクールガード情報交換会の実施

(学校保健体育課)

※スクールガードとは、子どもたちの安全を守るため、巡回、立哨等の取り組みに参加するボランティアの地域学校指導員の総称です。

(2) 防犯訓練等の実施

不審者侵入などの不測の事態に教職員等が的確に対応し、児童生徒の安全確保のための防犯訓練等を計画的に行います。

(教育委員会)

① 緊急時の避難訓練の実施

② 校内緊急警報装置の適切な維持・管理

(3) 通学路等における児童等の安全確保のための取り組み

通学路等における、児童等の安全確保のため、集団下校の指導や学校周辺及び通学路でのパトロール、通学路の点検、空き家、たまり場、危険箇所の現場診断等を実施します。

(教育委員会・大村市連合防犯協会・都市計画課・交通政策課・環境保全課)

① 青色回転灯装備車による巡回パトロールの実施

② 防犯パトロールの実施

③ 違反広告物の撤去

④ 環境美化の推進

⑤ 通学時の路線バス利用

遠距離通学者の安全確保のため、路線バスによる登校下校時の足の確保

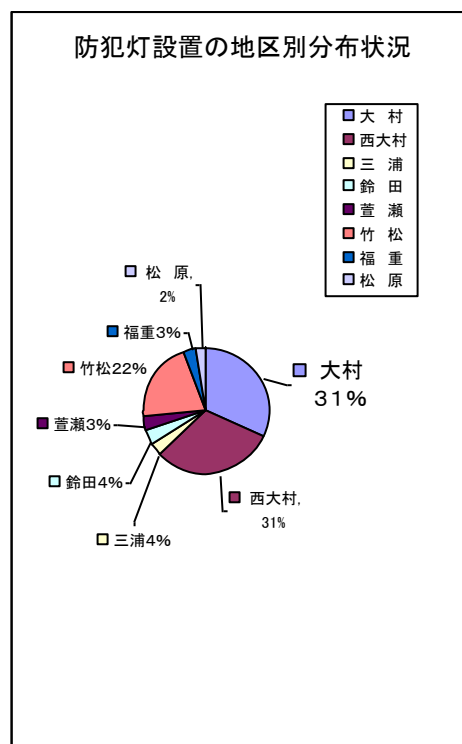
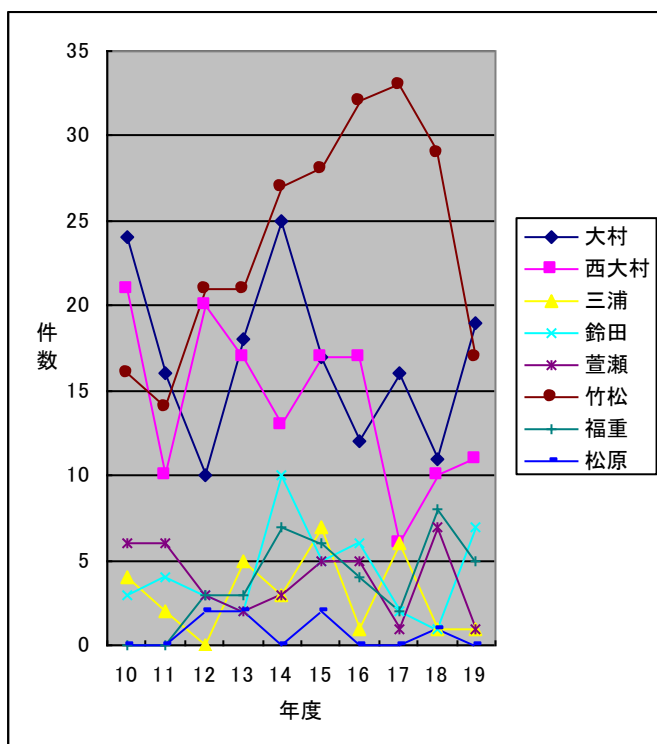
⑥ 携帯用防犯ブザーの活用

⑦ 通学路の点検、空き家、たまり場、危険箇所の現場診断

○ 防犯灯の設置状況

大村市連合防犯協会において、地区の要望に対し設置を行っています。

年度	5~9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
大村	653	24	16	10	18	25	17	12	16	11	19	821
西大村	652	21	10	20	17	13	17	17	6	10	11	794
三浦	63	4	2	0	5	3	7	1	6	1	1	93
鈴田	72	3	4	3	2	10	5	6	2	1	7	115
萱瀬	33	6	6	3	2	3	5	5	1	7	1	72
竹松	323	16	14	21	21	27	28	32	33	29	17	561
福重	43	0	0	3	3	7	6	4	2	8	5	81
松原	57	0	0	2	2	0	2	0	0	1	0	64
件数	1896	74	52	62	70	88	87	77	66	68	61	2601



目標値

防犯灯目標値 21年度 70基、22年度 70基、23年度 70基

○ 交通防犯活動の一環として、各種の安全運転講習会等の開催を行っています。



<セニアカー安全運転講習会>

○ 薬物乱用防止

シンナー・覚せい剤等の薬物乱用が全国的に蔓延し、大きな社会問題となっていることから、長崎県薬物乱用防止推進員実施要綱が設置され、乱用の防止に取り組むため大村市においては、5名の指導員がおられます。(県央保健所)

○ 青色回転灯によるパトロール(青色回転灯配備個数および登録許可車両)状況

タクシー5社地域安全協議会	配備5個(登録許可車両5台)
竹松地区防犯協会	配備4個(登録許可車両14台)
西大村地区防犯協会	配備4個(登録許可車両17台)

福重地区防犯協会	配備 2 個 (登録許可車両 2 台)
三浦地区防犯協会	配備 2 個 (登録許可車両 2 台)
鈴田地区防犯協会	配備 2 個 (登録許可車両 20 台)
萱瀬地区防犯協会	配備 2 個 (登録許可車両 2 台)
松原地区防犯協会	配備 3 個 (登録許可車両 5 台)
市 (公用車による)	配備 8 個 (登録許可車両 8 台)
合計	配備個数 32 個 登録許可車両 75 台

大村警察署管内の犯罪状況

	平成 17 年中	平成 18 年中	平成 19 年中
○刑法犯の認知件数	1,191 件 前年比 25 件増加 窃盗事件が 898 件（全体の 75%）	1,059 件 前年比 132 件減少 窃盗事件が 792 件（全体の 75%）	931 件 前年比 128 件減少 窃盗事件が 709 件（全体の 76%）
①自転車盗	314 件（窃盗事件の 35%）	289 件（窃盗事件の 36%）	229 件（窃盗事件の 32%）
②万引き	155 件（窃盗事件の 17%）	131 件（窃盗事件の 17%）	119 件（窃盗事件の 17%）
③車上狙い	89 件	71 件	72 件
④侵入盗	75 件	54 件	82 件
○刑法を犯して検挙 又は補導された少年	157 人 前年比 12 人減少	166 人 前年比 9 人増加	129 人 前年比 37 人減少
①自転車盗	20 人	19 人	28 人
②万引き	68 人（全体の 43%を占める）	79 人（全体の 48%を占める）	38 人（全体の 29%を占める）
○喫煙、深夜徘徊等 で補導された少年	968 人 前年比 87 人減少	1,360 人 前年比 392 人増加	1,467 人 前年比 107 人増加

市民推進会議委員一覧

委員氏名	所属団体等
井 手 弘 樹	防犯まちづくり推進指導員
岩 本 森 己	公募による市民
勢 上 正 彦	公募による市民
瀬戸口 廣 治	地域防犯リーダー
有 川 常 幸	地域防犯代表
江 口 勝 彦	地域防犯代表
橋 口 智 明	地域防犯リーダー
川 添 富士輝	地域防犯リーダー
神 近 徳	地域防犯リーダー
西 谷 好 和	地域防犯リーダー
吉 井 正 人	地域防犯代表
佐 藤 健 市	P T A連合会会長
中 村 慶 治	青少年健全育成協議会会長
平 田 泰 範	大村警察署生活安全課長
竹 尾 敏 行	大村市社会教育課長